様式第2号(第4条関係)

通勤手当認定簿

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏名 | 所属 | 事実発生年月日 | 　　　　　　　　年　　月　　日 |
| 提出年月日 | 　　　　　　　　年　　月　　日 |
| □交替制勤務に従事する職員等のうち回数券等を使用して利用する交通機関等がある者 | 　　平均1箇月当たりの通勤所要回数　　　　　　回 |
| 受理年月日 | 　　　　　　　　年　　月　　日 |
| 　 | 順路 | 算出の基礎となる普通交通機関等 | 定期券回数券その他の別 | 運賃等の額の算出基礎 | 運賃等相当額 | 1箇月当たりの運賃等相当額 | 普通交通機関等の認定期間 | 取扱者確認 | 支給月(支給月に○印を付す。)(毎月の場合は省略可) | 備考 |
|
| 普通交通機関等の名称 | 利用区間 |
| 普通交通機関等利用者 | 1 | 　 | 　 | 　 | 　 | 円(　　箇月) | 円 | 年　　月から年　　月まで | 　 |  | 　 |
| 改正 | 　 | 円(　　箇月) | 円 | 年　　月から年　　月まで | 　 |  |
| 2 | 　 | 　 | 　 | 　 | 円(　　箇月) | 円 | 年　　月から年　　月まで | 　 |  | 　 |
| 改正 | 　 | 円(　　箇月) | 円 | 年　　月から年　　月まで | 　 |  |
| 3 | 　 | 　 | 　 | 　 | 円(　　箇月) | 円 | 年　　月から年　　月まで | 　 |  | 　 |
| 改正 | 　 | 円(　　箇月) | 円 | 年　　月から年　　月まで | 　 |  |
| 4 | 　 | 　 | 　 | 　 | 円(　　箇月) | 円 | 年　　月から年　　月まで | 　 |  | 　 |
| 改正 | 　 | 円(　　箇月) | 円 | 年　　月から年　　月まで | 　 |  |
| 1箇月当たりの運賃等相当額の合計額　 | 円 | 年　月　日改正 | 円 | 年　月　日改正 | 円 |
| 自動車等の額(条例第11条第2項第2号または条例附則第11項および第12項) | (交通用具の種類　　　　　　　　　　　　　)(使用距離　　　　　　　　　　　　　　　km) | 　 | 円 | 年　　月から年　　月まで | 　 | 　 | 　 |
| 改正 | 円 | 年　　月から年　　月まで | 　 | 　 |
| 普通交通機関等と自動車等との併用者　　規則第8条の3　□第1号　□第2号　□第3号 | 1箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額との合計額 | 円 | 年　月　日改正 | 円 | 年　月　日改正 | 円 |
| 1箇月当たりの運賃等相当額の合計額または1箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額との合計額が55,000円を超えるとき | 55,000円×[　　箇月]＋{　　円×［　　箇月］－55,000円×［　　箇月］}／2 | 円 | 年　　月から年　　月まで | 　 |  | 　 |

　※運賃等の額に改定があった場合における「普通交通機関等の認定期間」の「　　　　年　　月まで」は、改定があった月(定期券の通用期間中であるときは、支給単位期間等に係る最後の月)を記入する。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 駐車料金等相当額(条例第11条第3項) | 駐車料金等の算出基礎 | 1箇月当たりの駐車料金等相当額(上限3,000円) | 駐車料金等相当額の認定期間 | 取扱者確認 | 支給月 | 備考 |
| 　 | 円 | 年　月から年　月まで | 　 | 　 | 　 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 　 | 順路 | 算出の基礎となる新幹線鉄道等 | 定期券回数券その他の別 | 特別料金等の額の算出基礎 | 特別料金等2分の1相当額 | 1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額 | 新幹線鉄道等の認定期間 | 取扱者確認 | 支給月(支給月に○印を付す。)(毎月の場合は省略可) | 備考 |
| 新幹線鉄道等の名称 | 利用区間 |
| 新幹線鉄道等利用者 | 1 | 　 | 　 | 　 | 　 | 円(　　箇月) | 円 | 年　　月から　年　　月まで　 | 　 |  | 　 |
| 改正 | 　 | 円(　　箇月) | 円 | 年　　月から　年　　月まで　 | 　 |  |
| 2 | 　 | 　 | 　 | 　 | 円(　　箇月) | 円 | 年　　月から　年　　月まで　 | 　 |  | 　 |
| 改正 | 　 | 円(　　箇月) | 円 | 年　　月から　年　　月まで　 | 　 |  |
| 1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額 | 円 | 年　　月　　日改正 | 円 | 年　　月　　日改正 | 円 |
| 1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるとき | 20,000円×　［　　　　　箇月］ | 円 | 年　　月から　年　　月まで　 | 　 |  | 　 |
| 　 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 任命権者の確認決定(改定)欄 | 備考 |
| 支給額 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 年　　月　　日職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　 | 　 |
| 決定事項 | 条例第11条第1項　該当・非該当　□　該当(□規則第5条)　□　非該当　　理由： | 　 | 返納事由規則第18条の2第1項 | 返納事由発生年月 | 返納対象普通交通機関等(新幹線鉄道等) | 払戻金相当額(払戻金2分の1相当額)の算出基礎 | 払戻金相当額(払戻金2分の1相当額) | 取扱者確認 | 備考 |
| 1 | □　第1号□　第2号 | □　第3号□　第4号 | 　 | 　 | 　 | 円 | 　 | 　 |
| 手当の額の決定　□条例第11条第2項第1号　□条例第11条第2項第2号　　　□規則第8条の2　　　　　　(通勤所要回数　　回)　□条例第11条第2項第3号　　　□規則第8条の2　　　　　　(通勤所要回数　　回)　　　規則第8条の3　　　□第1号　□第2号　□第3号　□条例第11条第3項　□条例第11条第4項　□条例第11条第5項 | 2 | □　第1号□　第2号 | □　第3号□　第4号 | 　 | 　 | 　 | 円 | 　 | 　 |
| 3 | □　第1号□　第2号 | □　第3号□　第4号 | 　 | 　 | 　 | 円 | 　 | 　 |
| 4 | □　第1号□　第2号 | □　第3号□　第4号 | 　 | 　 | 　 | 円 | 　 | 　 |
| 1箇月当たりの運賃等相当額等の合計額が55,000円を超えていた場合(1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えていた場合)規則第18条の2第2項第2号(第3項第2号)の月数と人事委員会の定める額(算出基礎) | 月 | (算出基礎) | 円 | 　 | 　 |
| 月 | (算出基礎) | 円 | 　 | 　 |

　※特別料金等の額に改定があった場合における「新幹線鉄道等の認定期間」の「　年　月まで」は、改定があった月(定期券の通用期間中であるときは、支給単位期間等に係る最後の月)を記入する。